

令和5年2月14日

ETC コーポレートカード管理ご担当者様

東西商工協同組合  
TEL ; 03-5442-2277

平素は、弊組合事業のご利用を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、令和5年2月14日東・中・西日本高速道路株式会社より、ETC コーポレートカードで適用される大口・多頻度割引の拡充割引について以下の内容で発表がありましたのでご案内いたします。

道路運送車両法に定める自動車検査証において事業用と区別されている ETC2.0 搭載車について令和6年(2024年)3月末まで拡充割引が延長されます。(以下 道路会社発表資料にて)

東日本高速道路株式会社

### 令和5年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

大口・多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、令和5年3月までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を令和6年3月末まで延長する旨の方針が示されたことから、下記の通り延長いたしますので、お知らせいたします。

記

車両単位割引率(高速国道・一般有料道路ともに)

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道等のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

※( )内は、ETC2.0 を使用する事業用車両(注)に限り適用される割引率です。

(令和6年(2024年)3月末まで)

(注)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

以上